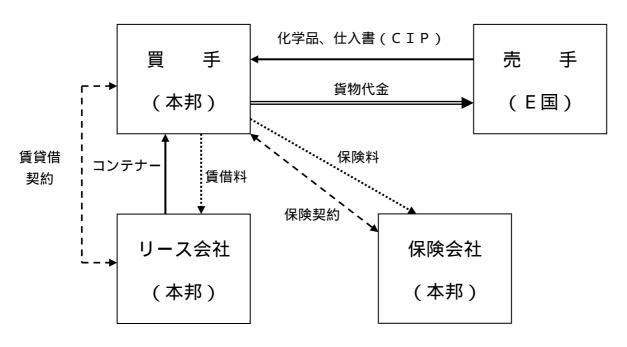
29. コンテナーの損害に対する保険料



【照会要旨】

当社(買手)は、売手からCIP条件で化学品を購入(輸入)しています。

当社は、輸入貨物を運送するために、本邦所在のリース会社と賃貸借契約を締結し、 コンテナーを賃借し、賃借料を支払っています。

また、当社は、賃貸借契約にコンテナーの返却時の原状回復が取決められているため、原状回復に係る費用を補填する保険契約を保険会社と締結し、保険料を支払っています。 なお、賃貸借契約に保険の加入は規定されておらず、付保することなく、コンテナー を賃借し、貨物を輸入することは可能です。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が支払ったコンテナーに対する保険料は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が保険会社に支払ったコンテナーに対する保険料は、現実 支払価格に加算する必要はありません。

(理由)

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する保険料」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料をいいます。

貴社が保険会社に支払った保険料は、コンテナーを対象として、コンテナーの原状回復に係る費用を補填するためのものであり、保険に加入することなく、コンテナーをリース会社から賃借し、貨物を輸入することが可能です。

よって、貴社が保険会社に支払った保険料は、輸入貨物の輸入港までの運送等の作業

の際に輸入貨物について負担されたものでなく、輸入貨物の輸入港までの運送に関して 実際に要した保険料に該当しないことから、輸入貨物の現実支払価格に加算する必要は ありません。

【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号 関税定率法基本通達 4 - 8(4)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)